



小島直記著

# 夜の顔

四季社版

## 著者略歴

大正八年五月福岡県八女郡  
福島町に生れた。福岡県立  
八女中学校より福岡高等学  
校を経て、昭和一八年東京  
帝国大学経済学部を卒業し  
た。学生時代に真鍋呉夫、  
阿川弘之、島尾敏雄などの  
同人雑誌「こおろ」に加わ  
り、戦後火野葦平の後を受け  
て「九州文学」を主宰し  
た。「人間勘定」が第三四  
回芥川賞候補作となる。著  
書には「人間の椅子」鱗  
書房、「流れにて」蒼房社、  
「マルセル・ブレッツォ短篇  
集」九州評論社、「ドン・  
ジュアンとカザノヴァ」講  
談社（近刊）などがある。  
神奈川県逗子市逗子九九二  
番地在住。

## 顔の夜

昭和三二年二月一五月初版発行

定価 二五〇円

著者 小島直記

発行者 松本國雄

印刷者 野田孝太郎

発行所 株式会社 四季社  
東京都千代田区神田旅籠町二ノ六

電話神田 (25) 〇九九五番  
六三八〇番  
振替口座東京 二〇一九三番

(落丁乱丁などの場合は本  
社でお取替えいたします)

母上に捧ぐ



夜

の

顔

**Fiat justitia, ruat caelum.**

(天落つるとも、正義は行わるべし)

## 第一章

一九五二年（昭和二十七年）五月、国会では「破壊活動防止法案」が審議中であつた。全国各地にその反対運動が起きたが、久留米市においても各種団体のデモ行進が行われることになり、九州大学第二分校の学生自治会ではこれに参加することを決定した。

五月三〇日の夜、京町の広場に集まっていた五〇人ばかりの労働団体有志が午後七時半から行進をはじめると、別のところに集まっていた一八〇人ばかりの同校学生隊がこれに合流した。

街頭演説会が開かれ、数名の弁士が起つて法案反対の氣勢をあげたのち、八時半頃から行進がはじめられた。前後二隊に隊伍を組んだデモ隊が市内明治通りを東進し、九時半頃あけぼの商店街前の道路にさしかかったときである。新聞社のカメラマンが街頭から五、六メートルのところまでフラッシュをたき、先導者を撮影した。すると隊伍のなかから「カメラをとれ！」と声を上げたものがある。先頭の数名が走り出した。その気配をさとしてカメラマンは走り出し、商店街のなかの大石化粧品店に逃げこんだが、追いかけてきた連中もつづいてその店のなかにとびこんでいった。



やがて、その一人が姿をあらわし、隊列に向って高くカメラを掲げながら、「カメラをとったぞ！」と叫び、隊のなかの学生に手渡ししようとしたが、その学生がうけとらないので、そのままカメラをもって逃走した。

その騒ぎのためデモ行進は停止していたが、やがてまた行動をおこし、西鉄駅前の広場まできて、そこで解散した。

そこに市警の巡査たちがやってきた。彼等は学生の一人、田中慎一郎君を逮捕すると、派出所に連行して被害者のカメラマンと対決させた。

「この男だ。この男に絶対まちがいない！」

カメラマンは断言する。

田中学生の容疑は動かぬところとなって本署に連行されてしまった。

そのニュースが学校にとどくと、四〇〇名の寮生のうち三八〇名が警察にかけつけた。交渉委員が選ばれ、署長に面会を求めて田中学生の即時釈放を申し入れた。

（カメラマンを追いかけたのはデモの先頭にいた人たちであるが、田中は最後尾にいたのである。それに、肺結核が悪化していたので、学友たちはみな彼のデモ参加を止めたのだ。しかし、どう

しても参加したいと熱望するので、仕方なく、歌をうたわないこと、スクラムを組まないこと、走らないことを条件に参加を認めた。かりに田中が隊の最前列にいたと仮定しても、カメラマンを追跡してそういう手荒なことをする力はなかったはずである。無実の罪だ、ということについては問題は無い。学生たちの多くのものが事実を目撃しているのだから。心配なのは、彼が病人だということだ。ブタ箱に放りこまれたりしたらどんなに容態が悪化するか自明のことであるから、直ちに釈放してもらいたい……)

だが署長の答弁は奇怪であった。最初彼は、デモは取締らねばならないじゃないか、デモを取締ってはいけないなどというバカなことではない、といった。

代表の一人は、そのことと田中の逮捕と何の関連がありますか、とたずねた。

デモで起きた事件は全部デモの責任者がその責任を負わねばならない、という答弁である。

田中はデモの責任者ではないじゃありませんか、と代表が突っこむと、署長は自分のいったことは全部ひるがえして、田中慎一郎は犯行現場の近くにいたから共犯として逮捕したのだ、とぬけぬけと云う始末である。

午前三時まで学生たちはがんばったが、遂にその交渉は効を奏しなかった。

二晩留置された田中学生は、六月一日に福岡地検久留米支部に送致され、六月三日には、強盗並びに住居侵入事件の被疑者として中村副検事の取調べをうけた。釈放の気配すら見られない。田中はさらに久留米拘留所にうつされ、中村副検事から六月八日（第二回目）、六月九日（第三回目、第四回目）と取調べをうける。

学生たちに弁護を依頼された久留米市櫛原町の諸富伴造弁護士は、六月七日に勾留理由開示の請求をした。

十日にその公判となる。

## 第二章

公判廷の警戒は嚴重を極め、武装看手が被疑者の身邊をとりまいている。当日非役の裁判官、検察官なども傍聴席にあった。一五〇名の学生が姿を見せたが、傍聴者は六〇名に制限される。残りの学生たちは学連旗、プラカードを押し立てて「私服警官を院内から追い出せ」と連呼し、スクラム、学連歌合唱などで待機する。

担当は高石裁判官、弁護人は諸富伴造、木下方一の両氏である。

田中学生は勿論冤罪であることを主張した。この事件は学生を国民から遊離させる目的でデッチ上げられたのだ、というのである。

諸富弁護士は五つの理由をあげて勾留の取消を要求した。

第一に、被害者の供述のみが証拠として上げられているがこれでは不十分であること。

第二に、田中が強盗の共同正犯であると疑うに足りる証拠がなく、また教唆犯とする証拠もないこと。

第三に、罪証隠滅のおそれがないこと。

第四に、時間的にも場所的にもへだたりのあるところで現行犯として逮捕したのは不当であること。

第五に、事実として学生以外のデモ隊からとびだしたうちの一名がカメラをとり、安藤学生にカメラをあずかってくれといったが、安藤が断わったので郵便局の方に逃げていったとのことであるから、犯人は他にいる。

以上の五点である。

田中学生の無罪を立証するデモ参加学生の供述調書十部が弁護士より提出された。

学生たちは、構内で公判の報告会を開く一方、五名の代表を送って釈放を要求したが拒絶された。閉廷は午後一時五〇分。学生たちがスクラムを組んで引きあげたのは午後二時である。

しかし田中は起訴された（一七日）。弁護人側は同日病気を理由とする保釈願を提出した。

二〇日に学生自治委員会は教授会代表教授と懇談会を開き、共同闘争を申し合わせたが、奇しくも同じ日に、東京では、東大法学部学生自治会（緑会）によって「破防法批判講演会」が開かれており、たとえば矢内原東大総長は、

「学問、言論、思想、結社は自由でなければならず、この自由が弾圧されるなら断固反対しなければならぬ。破防法案における公安調査官の制度、文書所持、煽動の処罰は多くの危険を含んでいる……」

と叫んでいる。

一二日高石裁判官は保釈を決定した。

中村検察官は、

「保釈されるとは意外だ。裁判所でも事件の内容は十分知っていたと思う。抗告も考えられるが、決定した以上静観したい。あくまでも黒との自信をもってゐる」

と新聞記者に語った。

二七日、市内明治通りの東銀支店前で真相発表会。諸富弁護士は、真犯人は共産党員だという注目すべき発言をした。これはさまざまな波紋を呼ぶ。

七月二日、教授団の共同声明が発表された。

「この事件において、カメラを奪い、一応隊列に復し、間もなく付近の路地に遁走した真犯人が、デモの最前列にあった国防色戦闘帽の労働者風の男で外部団体関係者であったことは何人も認めている。……本件は、学生を主体とするデモにおいて発生した事件とはいえ、主としてデモ最前列にいた数名の外部団体関係者の間で演ぜられたもので学生一般は関与しない。……田中は単に被害者の証言のみにもとづいて、起訴猶予はおろか、強盗共同正犯の罪名をもって起訴された。

これが田中の潔白を深く信ずる純真な学生一般に与えた衝撃は深刻である。……昨今官憲と学生との対立は全国的な現象である。世情騒然たる今日我々は双方の正しい相互理解の必要性を痛

感じて、学生の官憲に対する偏見の是正に努めている。本件においても当初からこの見地に立って最善をつくしてきた。然るに田中は起訴された。それが、田中は勿論、彼の潔白を確信する学生一般に果していかなる影響を及ぼすか、官憲に対する根強い偏見の浸透を思うとき、まことに慄然たるものがある。

学生は今後もその憤慨をおさえて黒白を法廷に争うであろう。我々ももとより学生のデモ行為を是認しているわけではなく、また学生運動の現状を肯定してはいない。否、むしろ厳に行きすぎを戒めている。しかし田中問題に関するかぎり、若い彼等の憤慨も一面無理もないと思わざるを得ない。また我々としても真実を偽って学生を庇護することが教育の自殺であることも十分承知している。否それならばこそ、あずかる学生の冤罪を座視し得ない。これをしも座視しては教育の權威も、国権に対する彼等の信頼も愈々動揺するのみであろう。事の黒白は勿論その筋によって決定せられるであろうが、我々はその公正なる裁判に信頼して、終始真相の解明と真実の透徹に進むつもりである云々」

声明発表四日後の七月六日に、石本主事ら教授団四〇名は街頭に進出し、日吉町旭屋デパート前で田中の無罪を市民に訴えた。

一〇日、学生救済会調査班は、証人名簿を作成して関係者に配付した。その翌日、第一回公判が開かれる。

### 第三章

内田裁判官、中村検察官、諸富木下両弁護士、それに特別弁護人の岩崎助教授、仲山学生の立会で公判がはじまる。傍聴人は教授、学生たち四〇名で、人定尋問、起訴状朗読と、静かに公判がすすめられているとき、意外な人物が登場した。福岡市の松井弁護士である。

彼はつかつかと田中のそばに近よった。

「田中君、応援にきた。君が弁護士届に署名してくれ給え」

その場で署名、提出させると彼は叫んだ。

「松井がつかねばこの階級裁判は解決できないんだ。……釈明を検察官に求めます」  
立会書記が、あなたは主任ではありませんから、と注意した。

「今日は自分が主任をつとめる」

諸富氏も、松井君、僕が主任だ、と注意した。松井氏はちょっとその顔を見た。



「……そうか。それなら、主任の許可を得て発言します。……検察官におたずねしたいが、九州大学は強盗の養成所でありましょいか？」

今度は裁判官が注意した。

「起訴状の公訴事実に関係のない発問は許しません」

松井氏は裁判官の方に向き直った。

「学生に汚名を着せたのだからたずねているのだが、なにかいけないのですか？」

裁判官はそれに答えず発言を中止した。松井氏はいきなり起ちあがって叫んだ。

「朝鮮で鬼検事をやったあなたに公平な裁判ができますか！ この松井は判事を十年やったものです。発言を禁ずるなら、裁判官を忌避しますぞ！」

法廷外から様子を見ていた一部の学生は猛烈に拍手する。しかし第一列に坐った教授たちはいずれも顔色を失っている。法廷内はシーンとなり、傍聴人たちは、裁判官から検察官、弁護人席にと視線をうつして成行きを見つめている。諸富氏は休憩を申し入れた。

関係者は弁護士控室に集まって松井氏を詰問した。日頃温厚な滝沢助教授も松井氏に対し非常に怒っている。